

| 航空自衛隊仕様書 | | | |
|----------------|----------------|-------|-------------|
| 仕様書の種類 | 内容による分類 | 役務仕様書 | |
| | 性質による分類 | 個別仕様書 | |
| 物品番号 | | 仕様書番号 | |
| 品名 又は 件名 | 歯科技工物 | 衛-4 | |
| | | 承認 | 平成24年 4月 5日 |
| | | 作成 | 平成24年 4月 3日 |
| | | 改正 | 平成26年 4月 9日 |
| | | | 平成 年 月 日 |
| 作成部隊等名 | 作運隊基業隊 衛生小隊 | | |

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊横田基地医務室において使用する歯科技工物（以下「技工物」という。）について契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2 履行場所

契約相手方施設

1.3 納地

航空自衛隊横田基地（作戦システム運用隊基地業務隊衛生小隊）

1.4 品名及び規格

付表のとおりとする。

2 一般事項

2.1 技工物の製作に関する事項において調整が必要な場合は、検査官と調整するものとする。

2.2 完成した技工物の提出にあたり、契約相手方立会いのうえ、官側の検査を受けるものとする。また、郵送にかかる送料等は契約相手方の負担とする。

2.3 基地入門時において、施設区域以外への立入は禁止とする。なお、やむを得ず当該区域への立入を必要とする場合は、検査官の指示を受けるものとする。

3 技工物に関する要求事項

3.1 歯科の治療内容により同一患者の口腔内において、それぞれの品目の連結等が必要な場合、それに支障のない加工を行うものとする。

3.2 製作に係る材料は、あらかじめ検査官が検査した上で合格した材料を使用する。

3.3 製作に係る材料において、金銀パラジウム合金及び銀合金は官給支給とする。

3.4 仕上がりは、適合性、かみ合わせ、傷、変色及び汚れ等の欠点がなく優良なものとする。

| | |
|--------|-------|
| 品名又は件名 | 歯科技工物 |
|--------|-------|

4 横田基地への立入に関する事項

4.1 横田基地に立ち入る者は、横田基地立入条件を満たした者とする。

5 その他

5.1 契約相手方は、許可なく仕様書の複写又は作業関係者以外への貸し出しを行うことは禁止とする。また、作業終了後は全て官側に返納するものとする。

5.2 契約相手方は、仕様書及び製作に関する事項により知り得た内容に関して官側の許可なく漏洩することは禁止する。

5.3 契約相手方は、仕様書及び製作に質疑が生じた場合、明記されていない事項並びに技工物の製作で生じた不具合事項等については、その都度官側と協議をしてその指示に従うものとする。